

## 5. 横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方 (幅広い課題について、より良いものにするための方向とこれからの進め方)

### 1) 障害者基本法を根本的に見直す

「障害者基本法」(今の日本で、障害のある人たちに関する、一番もとなる法律)を、障害のある人たちの権利を守るための法律にするために、この会議(推進会議)で見直します。平成23年(2011年)に、新しい法律をつくります。

### 2) 新しい推進体制を作る

中央障害者施策推進協議会と推進会議は、新しい法律によって、新しい会議となり、国が本当に障害者の権利条約を守り、障害のある人が暮らしやすくなるように取り組んでいるかどうかを調べる会議(モニタリング機関)となります。

### 3) 「障害を理由とする差別の禁止法」を作る

「障害を理由とする差別の禁止法」(差別を禁止し、合理的配慮をしないことを許さない法律)をつくります。推進会議と推進会議の中の別の会議(差別禁止部会)で話し合い、平成25年(2013年)に新しい法律をつくります。

### 4) 障害者総合福祉法を作る

「障害者自立支援法」をなくして、障害のある人がみんな、どの地域でも安心して暮らせるようにする新しい法律(仮の名前は「障害者総合福祉法」)をつくります。推進会議と、推進会議の中の別の会議(総合福祉部会)で話し合い、平成24年(2012年)に新しい法律をつくります。

## 6. 個別分野における基本的方向と今後の進め方 (それぞれの分野でのより良いものにするための方向性と、これからの進め方)

次のことを政府に求めます。

### 1) 労働及び雇用(働くこと)

福祉的就労(会社ではなく、福祉施設や作業所などで仕事をする)について調べ、平成23年(2011年)終わりまでに結論を出すこと。

雇用率制度(会社で働く人の1.8パーセントは障害のある人、役所で働く人の2.1パーセントは障害のある人にしなさいと法律で決められている)について調べ、平成25年(2013年)3月末までに結論を出すこと。

職場での差別を禁止することと、合理的配慮について調べ、平成25年(2013年)3月末までに結論を出すこと。